

## お墓について

今回は、現在の墓、墓地についてです。現在主として利用されているのが「和型」と言われる三層構造の墓石で、江戸時代に生まれた形式です。最近ではこれに「洋型」と言われる形態が加わっており、部分的ですがオリジナル・デザインの墓石もあります。昔の形態をとどめる五輪塔も一部にみられます。墓埋法（墓地・埋葬に関する法律）によると、遺体または遺骨を納める場所は「墳墓」（ふんぼ）と「納骨堂」の2つに分類されています。

①墳墓…「墳墓」とは個々のお墓のことで墓埋法に「墳墓」とは「遺体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設」とあり、ここで言う「埋葬」とは「遺体を土中に葬ること」つまり土葬のことを言いますから、土葬墓、火葬墓を総称して「墳墓」と規定されています。日本では現在火葬率が99.4%（2000年）と圧倒的です。土葬も法律的には認められていますが、多いところでも、高知県4.9%・山梨県4.6%・三重県3.8%・和歌山県3.7%で年々減少しています。

②墓地…墳墓を設ける区域が「墓地」で墓埋法では「墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域」と規定されています。また同法の第4条に「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない」との規定もあります。つまり、お墓は都道府県知事の認可を受けた墓地にしか設けることができず、勝手に作ることは許されないと決められているのです。墓地経営は事実上、自治体による公営か、財団法人、宗教法人のいずれかでないと認められません。

③納骨堂…「納骨堂」とは「他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設」です。したがって、寺院・教会といった宗教施設でも、納骨堂の許可を得ていない施設では、他人の遺骨を長期的に預かることができません。但し、「他人の委託を受けて」とあるので自分の家族の遺骨を自宅に保管することは違法ではないと解釈されます。

### ～埋葬・改葬～

①埋葬・改葬には許可が必要で、遺骨を収蔵するとき、あるいは納骨堂に遺骨を収蔵する（=預ける）ときには、死亡届を出した自治体で交付される火葬・埋葬許可証が必要です。特に納骨の場合には、許可証に火葬済との証印を受けたものが必要で、この許可証を墓地または納骨堂の管理者に提出します。

②改葬にも許可証が必要で、いったん納めたお墓または納骨堂から、遺骨を他のお墓または納骨堂に移動させる際、遺骨が納められている他の市区町村から「改葬許可証」を受け、移動先の墓地または納骨堂の管理者に提出します。

③分骨する場合には、火葬場の管理者の発行する火葬証明書または主な遺骨の納められている墓地または納骨堂の管理者の発行する埋蔵（収蔵）証明書を得て分骨を納める墓地または納骨堂の管理者へ提出します。

\*葬儀概論から抜粋

### ～墓地の分類～

墓地は経営形態により①村落共有墓地、②寺院境内墓地、③地方公共団体による公営墓地、④民営墓地の4つに分類されます。

#### ①村落共有墓地

村落共有墓地は古くから村落が共有して保持していた墓地を追認したもので、新しく認められることは事実上ありません。

#### ②寺院境内墓地

寺院境内墓地は、最初に寺院の檀信徒になるという契約があり、檀信徒であるから墓地の使用が認められるという関係にありますので、檀信徒として寺の維持その他の義務を負います。

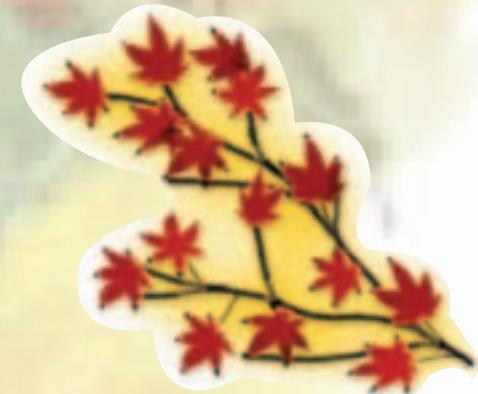
#### ③公営墓地

公営墓地は、自治体の条例その他で使用条件が定められ、使用権を取得するものです。

#### ④民営墓地

民営墓地は、管理者と使用者が対等な契約に基づいて使用権を取得するもので、財団法人や宗教法人などの公営法人が経営する墓地です。名前は宗教法人が運営する墓地であっても、宗旨自由をうたうなど、実質的には民営墓地である墓地も多数あります。

\*葬儀概論から抜粋



### ほのか会 会員募集のお知らせ

ほのか会では、新規会員を募集しています。ご近所、お知り合いの方に、ほのか会にご興味をお持ちの方はいらっしゃいませんか？

今回10月1日～31日まで「ほのか会ご紹介キャンペーン」を開催しておりますので、ご興味のある方をご紹介下さい。ご紹介頂いた方へ、もなく商品券を贈呈致します。お問い合わせは当社までご連絡下さい。



#### （ほのか会内容）

- ①入会金5千円
- ②葬儀基本料金15%割引
- ③納棺手数料50%割引
- ④葬儀司会・進行無料
- ⑤会葬品・引出物15%割引
- ⑥仏壇・仏具25%割引
- ⑦各種講演会、イベント開催時の特別ご優待
- ⑧提携、温泉旅館・ホテル宿泊料金の割引



### 献体について

#### 以外と知らない献体について

皆さんは「献体」という言葉、耳にした事ありますか？聞いた事はあるけど、以外と知らない献体についてご紹介します。「献体」とは、医学部や歯学部の学生の教育のため行われる解剖実習に遺体を提供する、との本人の意思に家族が同意して、大学医学部、歯学部、医科大学に事前に登録しておくことです。大学側は、原則、死後48時間以内の引き取りを希望しています。故人が献体登録されているか確認し、登録している場合には、大学側と引き渡し方法、日時の打ち合わせをします。遺体は大学側が用意した車で大学に移送します。献体された遺体は、解剖実習の後、大学側が火葬して遺骨を遺族に返還します。葬儀を行う場合は、大学側に引き渡す48時間以内に行うケースもあるそうです。

### 福井復記

暑い夏も終わり、日に日に風が冷たくなってきましたね。だいぶ前になりますが、防火管理者講習というのを秋田市民文化館において二日間の日程で受けました。火災や災害などについて朝から夕方までびっしりの講習で、最終日には終了考査というちょっとした試験があり、講習で受けた内容から出題されます。ちなみに私は無事に合格しました。その後、消防計画という資料を作成し消防署へ届ける事に。この資料、作成するのが結構大変で、仕事の合間にテキストとにらめっこしながらパソコンに向かい作成しました。今後とも当社では、防災に努めて参ります。